1会議名 議会運営委員会

2日 時 令和5年6月27日(火)

開会 午前10時

閉会 午前11時01分

3場 所 正・副議長応接室

4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)須藤智子 (委員)谷平敬子、大野慎治、木村冬樹

5 欠席委員 なし

6 出席議員 関戸郁文議長、片岡健一郎副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員、塚﨑海緒議員

7事務局 議会事務局統括主査 寺澤顕

8委員長あいさつ

9議長あいさつ

10協議事項

(1) 6月定例会の振り返りについて

梅村委員長:委員から何か気になった点などあれば発言を。

木村委員:改選後初の議会であった。一般質問を行うに当たっての趣旨がわからないものがあった。議場で傍聴されている方に対して、この質問をなぜ行うのかの前提を説明する必要があったと感じたものがあった。周りが質問に付いていけなくなる。また、厚生・文教常任委員会で請願審査が行われたが、請願趣旨に対して紹介議員に質疑があったのだが、請願趣旨に関しては請願者に尋ねるべきと考えるがどうか。質疑後に委員間討議も行われるので、そこで紹介議員に請願に対する考え方を尋ねるべきでなかったかと考える。そのような整理が必要でないか。請願者が訴えたかったことを十分に訴えられなかった印象がある。

須藤副委員長:紹介議員に対して聞きたいこともあるのだが。

木村委員:これまでの慣例から請願趣旨を請願者に聞き、執行機関には細かな現状などを確認してきた。請願者が置いてけぼりになったと感じた。

須藤副委員長:請願者は最初に願意を陳述されるが。

大野委員:請願者が言葉に詰まったときに紹介議員が補足で説明する。その 補足説明に対して質疑を受けることはあったが、最初から紹介議員に質疑 があることはなかった。

須藤副委員長:紹介議員は請願者の願意をしっかりと受け止めていないといけないのではないか。

梅村委員長:紹介議員として署名することで、本会議での審議に上がる以上

はそういった面もある。ただし、紹介議員に対して質問しなければならないという決まりもない。請願趣旨を確認するなら請願者に確認を取るのが一番の近道だろう。しかし、今回は委員会の中で財源について議論がなされたので、そこは議員の知識がより深いであろうとの下での質疑になったと思われる。請願者が言い足りなかったとならないように注意は必要かと考える。

- 木村委員:財源問題をどのように考えるかというのは議員の判断であって、 また請願項目の二つをセットで考えるべきだという意見もあったがそれも おかしい。一つずつ精査してもその必要性は議会で十分に判断できる。
- 須藤副委員長:しかし、請願者は請願項目の一つ目は消さないと言われてい た。
- 木村委員:これまでも審査してきた請願には請願項目が多項目に及び、一部 採択と判断してきた請願も少なくない。請願者の思いが多項目を切り離さ ずに判断してほしいと言われるなら別だが、複数の請願項目にまたがると きは採択に歩み寄れるように審査していきたい。
- 梅村委員長:趣旨採択もあるし一部採択もある。結局のところ不採択もある。 まずは最初の意見陳述で思いを全て陳述いただきたい。
- 木村委員:これまで紹介議員に尋ねるという機会があまりなかったので、議 題とさせていただいた。
- 須藤副委員長:議員も紹介議員として署名する重みはわかってもらわないといけない。また、紹介議員の討論を聞いていると請願に対する考え方が統一されていないように感じた。
- 梅村委員長:給食費の無償化を「恒久的に」と表現される討論もあれば、「段階的に」と表現される議員もいれば、「1年2年の限定的に」と表現された議員もあった。それぞれの議員がまちまちの表現を使われることで、請願者がどのような思いであったか疑問に感じた。
- 大野委員:私は請願者に対して、自分はこのような考え方だがそれでも良い かと確認して、請願者がそれで結構ですと言われたから署名した。自分の 考え方を示した上で、請願者も納得されて、それで署名した。
- 片岡副議長:請願者は意見陳述で「2か月ではなくて、継続して無償化を行ってください。」と発言されている。また、段階的でもなく、「小中学生一括して行ってください。」と発言されている。複数の議員が賛成討論を行っているが、「段階的に」、「限定的に」との表現は請願者の願意に反した討論ではなかったかと考える。請願者との合意があったかもしれないが、請願趣旨に沿った討論であるべきでないか。反対の立場の討論であっても請願

趣旨に沿って討論しているわけであるから、そこは討論が噛み合ってない ように感じられた。

梅村委員長:その点が最終日の本会議での討論となってしまっていた。

木村委員:紹介議員の問題でもあると思う。もう少し慎重に請願者の願意を聞いてあげるべきかなと思う。

梅村委員長:紹介議員として署名される方は請願趣旨をしっかり熟知して対応いただきたい。私から1点確認したい。一般質問と請願の関係である。一般質問には議案外質問を取り上げてきた。今回、請願を所管した委員会の委員が請願内容を一般質問で行っていた。請願と一般質問と二重になった印象を受けた。今定例会は委員会審査より一般質問が後であったが、なぜ当該議員は委員会審査の折に質疑を行わなかったのか不思議に感じた。

須藤副委員長:請願は議案と捉えている。

大野委員:一般質問の要旨通告が先である。

須藤副委員長:今回の請願に関しては、請願者がかなり以前から議員のもと に訪れていたのではないか。だから、このような請願が提出されることは 事前に知り得たことである。

梅村委員長:請願が提出されることがわかっていたならば、一般質問として 取り扱うのは避けた方が良かったのかなと考える。

木村委員:そのとおりに思う。その点は注意していきたい。

片岡副議長:今回の請願は紹介議員として5人の議員が署名された。誰が本 会議場で議案説明されるのかも直前までわからなかった。誰が提案説明す るのかも早めに決めていただきたい。

木村委員:事務局としてはどれくらいの時期には決めて伝えた方が良いのか。 議会事務局統括主査:正直に申し上げるとこれまでも紹介議員から提案説明 の申出はほとんどない。こちらも困ってしまうので、ぎりぎりのタイミン グで紹介議員を回って誰が提案説明するのか聞いている現状である。早く 教えていただけるならありがたい。

木村委員:紹介議員から誰が提案説明をするのかという決まりはないが、早 めに事務局へ伝わるよう決めていきたい。

関戸議長:一般質問で市長に答弁いただきたいというものがあった。それが 市長に伝わっていなかったようだ。文書等でしっかり伝えていただくよう にしてほしい。

大野委員:私もびっくりした。私もきょとんとしたんだ。

須藤副委員長:ヒアリングで確認するのではないか。

片岡副議長:通告に書き込むはずだが。

木村委員:「市長の見解を問う。」という表現を通告要旨に用いるのではないか。

関戸議長:通告に示していただければ良いのかなと考えるが。

大野委員:私もびっくりしたんだ。

梅村委員長:通告にわかるよう書き込んで、通告に記載がない場合は、ヒア リング時にも確認する。

関戸議長:市長が聞いていない感じであったので、発言させていただいた。

大野委員:私もびっくりした。

片岡副議長:初当選議員の方も出席されているので。本会議場で発言する場合は「議長」と挙手しながら発言を求め、許可された後に「□□番○○です。」と議席番号と名に続き発言いただいている。挙手だけしている姿も見受けられた。これらのことは会議規則にも規定されているし、議事録を作成するに当たっても必要となるので、お願いする。それから、一般質問の配布資料であるが、事前に議長の許可が必要である。議長の許可を得ずに本会議場で配られたものがあった。

木村委員:前日までに許可を得るのが良いだろう。

関戸議長:事務局も議長が許可したと思って配布している。

梅村委員長:これまでも当日になって許可というケースが見受けられる。

議会事務局統括主査:資料に関連してお願いがある。一般質問の要旨を提出いただく際に、各議員の一般質問に係る資料の有無やPC・モニターの使用の有無についてお聞かせいただいている。令和4年12月定例会でもあった件で、12月定例会の振り返りでもお願いしたところであるが、今回も一般質問前日まで資料があるとお聞きしていたが、当日の朝9時半を過ぎても来庁されず、結局資料はなしとのことで12月定例会と同じ方であったため、再度お願いしたいところである。資料を使用しないと決まったらせめて教えていただきたい。また、PC・モニターの使用の有無も一般質問当日になって初めてわかった件があった。休憩時間の取り方など議会運営に関わるところなので、使用するのかしないのか、変更があったら教えていただきたい。

関戸議長: 資料要求で依頼してから極めて短期間での提出のお願いがあった。 木村委員: 普通は、1週間程度を見込んでお願いするが。

関戸議長:配慮いただける議員もあれば、極めて緊急を要する要望が中には ある。

片岡副議長:行政側は基本的に1週間ほしいということである。

大野委員:これまでも1週間必要と認識していたが。

議会事務局統括主査:資料要求書を議会事務局がいただくことになるが、いただいた日が7月1日であれば、資料の受領希望日までは少なくとも1週間の猶予があるという解釈でよろしいか。これが7月3日、4日となっているものを事務局として受け取っていたが、このような場合にどのように対処すれば良いか。

大野委員:原則1週間で良いのではないか。

梅村委員長:今後は1週間後の受取希望日で提出されるものと考える。それでも期間が短いものが出てきてしまったら議長に相談になる。書いた受領 希望日時で資料が出てくるものだというのをなくしていきたい。

片岡副議長:1週間を切った要求書が提出されたならば正・副議長で判断したい。

梅村委員長:資料の受領希望日までは1週間おくものとする。

(2) 市議会議員の請負の状況の公表に関する条例等について

議会事務局統括主査:資料に基づき説明

【質疑】

梅村委員長:会派に持ち帰って条例制定の必要性など検討いただきたい。また、近隣市の動向にも注視していきたい。

水野議員:公表に当たっての書式なども示されたりするのか。

議会事務局統括主査:今回は概要説明とさせていただいたので細かな資料は 用意していないが、送付文書にもあるように、条例施行規程(例)も送付 されているため、様式等はそちらの規程に示されている。

梅村委員長:今年度中に条例を制定するかどうかを検討しつつ近隣の動向も 注視していきたい。

(3) 令和4年度決算(議会費)に係る主要施策の成果報告について 議会事務局統括主査:資料に基づき説明

【質疑】

木村委員:可能であれば、事務管理費の10・11 行目「市議会こどもページを 作成し、」を「市議会こどもページによって、」に改めてはどうか。

議会事務局統括主査:訂正する。

(4) その他

特になし。

11その他

特になし。